

暴風警報発令時における登下校

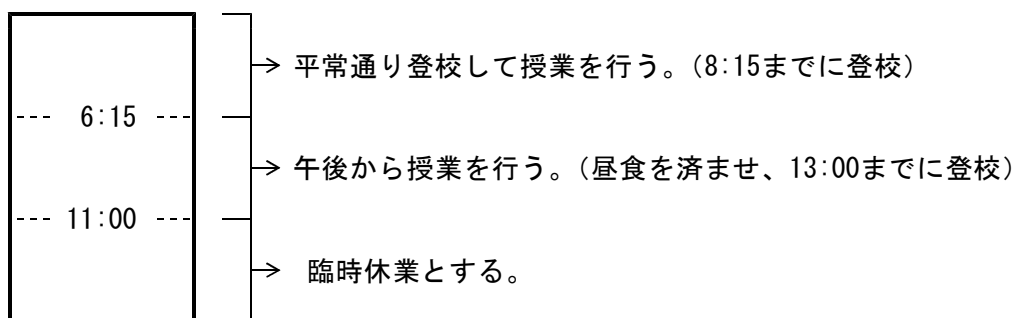
1 生徒が登校する以前に警報が発令されている場合

- (1) 警報が解除されるまで家庭で待機する。
- (2) 始業2時間前(6:15)までに警報が解除された場合は、平常通り登校し授業を行う。
- (3) 始業時刻から午前11時までに解除された場合は、昼食を済ませ、午後1時までに登校する。午後の授業を行う。
- (4) 午前11時を過ぎてから解除された場合は、臨時休業とする。
- (5) 午前11時以前に解除されても、道路や橋の流失、家屋や樹木の倒壊、増水などで危険な場合は登校しない。

※レールバスが不通の場合は、レールバス通生徒は登校しなくてよい。

【警報解除の時刻】

【対応】



2 生徒が登校してから警報が発令された場合

- (1) 警報発令時の気象状況、道路、交通ならびに増水等の状況を判断して安全に帰宅する。
- (2) 遠距離通学者について、帰宅が困難であると認められる場合は校内の安全な場所で待機する。

3 その他の場合

大雨警報、洪水警報、大雪警報の場合は原則として授業を行う。